

近時、同性婚肯定論が広がっており、筆者もそれに全面的に賛成である。その一方で、同性婚の法制化は、性別二元論を前提としてきた婚姻制度(当事者を「妻」「夫」と表現してきた)に大きな変更をもたらすものであるため―それを「社会が変わってしまう」と表現するかどうかはさておき―そもそも「婚姻」とは何かを再考する機会にもなる。

この点、アメリカ連邦最高裁が同性婚の権利を認め、2015年のオバマ・グエフエル判決は、「人間の尊厳」

同性婚から婚姻を再考

あった。これに対して、伝統的家族観に固執する保守派から批判があっただけでなく、逆にリベラル派から同判決は「婚姻の特権化」を強化し「婚姻しない権利」に否定的な含意があるという批判があつたことは注目に値する。そこで問われているのは、多様な人間関係の中で「婚姻」という形態の関係―それに関同性婚を含めるとしても―を特別に保護することの是非である。

そもそも、法律婚制度には、①片方が稼得活動に従事し他方が家事労働に従事している場合に、遺棄・離別・死別などのリスクから家事労働に従事する側の当事者(主婦あるいは主夫)

もを保護するべきである。また、現実の社会では婚姻により社会的承認が得られるという感覚があるかもしれないが、それは特定の生き方を規範的で標準的なものとみなすものでもあり、多様性の尊重という観点からはむしろ克服されるべき感覚である。

このように考えれば、例えば、夫婦同氏を強制する規定のように、法律婚制度の目的に照らして不必要な婚姻障壁を設けるべきではない。その意味で、同性同士でも「配偶者相互間の保障」のために婚姻を選択する権利が認められるべきである。その一方で、法律婚制度の目的を越えて婚姻関係自体を優遇の対象とするべきではない。現在、「103万円の壁」あるいは「130万円の壁」が議論されているが、配偶者控除(配偶者特別控除)や第3号被保険者制度のように「妻」あるいは「夫」であること自体を優遇する制度は、ライフスタイルに中立的なものでないばかりか、比較的余裕のある世帯に有利な逆配分的制度になっている。多様な生き方や人間関係を尊重するのであれば、異性愛関係だけを規範的・標準的なものとして保護することは批判されるべきであり、それと同時に「婚姻」だけを規範的・標準的な人間関係として優遇することも批判されるべきである。

婚姻だけが規範的

人間関係ではない

にとって婚姻は極めて重要であることを強調して、同性愛者にも婚姻を認めるべきである」と論じたもので



名城大学法学部教授
植木 淳

の利益を保護すること(配偶者相互間の保障)、②子の出生の場合に父を推定して養育責任の明確化に資すること(子の父の推定)、などの機能があり、その限りでは合理性がある。その一方で、婚姻と生殖には直接的な関係はなく(妊娠・出産が不可能な男女でも婚姻できる)、少子化対策のために婚姻を保護しなければならぬと考える必要はない(現実の養育者と子ども

つえき・あつし 憲法(人権論)、神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了。1972年生まれ。

